

○文部科学省告示第二百一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月二十一日

文部科学大臣 馳 浩

化鬢疏	書古詩	書跋語	元人雜書	書七言絶句二首	致中峰和尚尺牘	書識語	致天民知命大主簿尺牘	書次辯才韻詩		致杜君長官尺牘	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		平成二十七年十二 月二十一日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		平成二十八年三月 二十五日から同年 六月五日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	大阪市立美術館 館長 篠 雅廣 大阪府大阪市天王寺区茶臼山町一 八十二 株式会社読売新聞大阪本社 執行役員事業本部長 橋本 誠司 大阪府大阪市北区野崎町五―九 公益社団法人日本書芸院 理事長 吉川 蕉仙 大阪府大阪市中央区大手前一―七― 三十一 OMMビル七階	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		大阪市立美術館 大阪府大阪市天王寺区茶臼山町一―八十二 平成二十八年四月十二日から同年五月二十 二日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間

